



岐阜県池田町 U・Iターン支援事業

池田町に定住する子育て世帯を応援します!

池田町空き家改修定住促進事業補助金

(1) 空き家改修補助金

- 対象者 : 町内の空き家(※1)を取得して5年以上居住する意思のある者で、単身者でない者。
世帯全員が、空き家の所有者と2親等以内の親族でない者。
- 助成額上限 : 30万円(宮地地区にあっては45万円)
- 加算額 : 同一世帯内に18歳以下の子ども(胎児を含む)1人に対して2万円を加算。

- ・改修工事は原則、町内事業者が施行すること。また、交付決定後に着工する工事であること。
- ・空き家の取得から、当該住所に住居登録後6ヶ月以内に改修を実施すること。
- ・他の助成事業の対象となる改修工事は対象外とすること。(県補助金が優先)

(2) 子育て定住補助金

宮地地区での新築住宅の取得について、同一世帯内に18歳以下の子ども(胎児を含む)1人に対して2万円を支給。

<問い合わせ> 池田町役場総務部企画課 企画総合政策係 (電話:0585-45-3111) (内線:243)

空き家及び一部地区の新築住宅取得の固定資産税免除

(1) 宮地地区新築住宅取得に係る固定資産税免除

下記の条件のいずれにも該当する者に対して、固定資産税を5年間免除する。

- ・宮地地区内に住宅を新築し、定住した者
- ・宮地地区内に転居、世帯分離により定住した者
- ・居住する時点で、世帯内に18歳以下の子供が1人以上いる者(胎児を含む)

(2) 空き家取得に係る固定資産税免除

下記の条件のいずれにも該当する者に対して、固定資産税を5年間免除する。

- ・町内の空き家(※2)を取得し(相続、贈与による取得を除く)、当該空き家に居住し、課税基準日(翌年の1月1日)まで継続して居住している者。
- ・居住する時点で、単身者でない者。(住民基本台帳に登録されている同一世帯内に2人以上の者。)(但し、胎児(母子手帳保有)を含む。)

<問い合わせ> 池田町役場総務部税務課 資産税係 (電話:0585-45-3111) (内線:141)

※1 池田町内に個人が居住を目的として建築(建築する予定のものを含む。)し、現に居住していない建物(近く居住しなくなる予定のものを含む。)及びその敷地のうち、町が空家等の実態調査等で把握している物件をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。

※2 池田町内に個人が居住を目的として建築し、現に居住していない建物及びその敷地のうち、池田町空家台帳に登録された物件をいう。ただし、民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物及び土地を除く。